13　保険契約管理業者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一　特定保険業を廃止したとき　その保険契約管理業者

二　合併により消滅したとき　その保険契約管理業者の代表理事その他の代表者であった者

三　破産手続開始の決定により解散したとき　その破産管財人

四　合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき　その清算人

五　すべての保険契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡したとき　その保険契約管理業者

附則第三条及び第四条を次のように改める。

（保険契約の包括移転）

第三条　新保険業法第二編第七章第一節（第百三十八条、第百四十条第二項及び第百四十一条を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の公布の際現に特定保険業を行っていた者（一般社団法人又は一般財団法人である者を除く。）が、認可特定保険業者に保険契約の移転を行う場合について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

移転先会社	移転先法人
移転会社	移転業者
内閣府令	主務省令
内閣総理大臣	行政庁

2　前項の規定により新保険業法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十五条第一項	この法律	この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）
第百三十五条第二項	公告	公告又は通知
第百三十六条第一項	移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）	移転先法人
	株主総会又は社員総会（総代会を設けているときは、総代会）（以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。）	社員総会又は評議員会
第百三十六条第二項	会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）に定める決議又は第六十二条第二項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項（社員総会の決議）又は第百八十九条第二項（評議員会の決議）
第百三十六条第三項	会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）（第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する場合を含む。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項（社員総会の招集の通知）又は第百八十二条第一項（評議員会の招集の通知）

第百三十六条の二第一項	取締役（委員会設置会社にあっては、執行役）	役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）
	前条第一項の株主総会等の会日の二週間前	第百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）の作成日
	公告	公告又は通知
	第百三十五条第一項の契約に係る契約書	移転契約書
第百三十六条の二第二項	移転会社の株主又は保険契約者	移転対象契約者
	その営業時間	移転業者の営業時間
第百三十七条第一項	決議をした	決議があった
	公告しなければ	官報に公告し、又は移転対象契約者に対して各別に通知しなければ
第百三十七条第二項及び第四項	公告	公告又は通知
第百三十九条第二項	どうか	どうか（移転先法人が当該保険契約の移転を受ける前に特定保険業（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。）を行っている認可特定保険業者であった場合にあっては、次に掲げる基準に適合するかどうか及び当該保険契約の移転に係る特定保険業が当該移転先法人の行っている特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか）
第百四十条第一項	公告	官報に公告
第百四十条第三項	公告が当該会社の公告方法として定める時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法により	公告が
第三百三十三条第一項各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）
第三百三十三条第一項第四号	この法律若しくは	この法律（平成十七年改正法附則第三条第一項において準用する場合を含む。）若しくは